

○三芳町行政評価実施要綱

令和7年3月31日

告示第90号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 外部評価委員会（第6条—第10条）
- 第3章 事業改善検討委員会（第11条—第15条）
- 第4章 雑則（第16条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、三芳町が行政評価を実施するに当たり、必要となる基本的な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 行政評価は、次の各号に掲げる事項を実現することを目的とする。

- (1) 効率的で質の高い行政運営の推進
- (2) 住民視点に立った成果重視の行政運営の推進
- (3) 行政の説明責任の遂行と透明性の向上
- (4) 職員の意識改革、政策立案能力及びモチベーションの向上

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業 町の施策を実現するための個々の具体的な事務又は事業をいう。
- (2) 施策 町の政策を実現するための具体的な方策や対策を指す。
- (3) 行政評価 事務事業の必要性や効率性、達成度等を一定の基準や指標を用いて評価することをいう。

(基本方針)

第4条 行政評価は、次の基本方針により実施する。

- (1) 町で取り組んでいる様々な改革手法と連携を図りながら、常に行政活動の改善に努めるための仕組みの一つとして位置付ける。
- (2) 行政評価の結果を住民に対して公表し、情報の共有化を図る仕組みとして活用する。
- (3) 予算及び計画を総合的にマネジメントできるシステムを構築する。

(評価方法)

第5条 行政評価は、次の各号に定める手順に従い実施するものとする。

- (1) 所管する課において、自己評価を行う（以下「内部評価」という。）。
- (2) 評価の対象となる施策及び事務事業を住民の視点で評価する（以下「外部評価」という。）。
- (3) 内部評価及び外部評価の結果により、改善の検討を要する施策及び事務事業について、第11条の事業改善検討委員会において協議し、その方向性を示す。

## 第2章 外部評価委員会

(設置)

第6条 施策及び事務事業を住民の視点で評価するため、三芳町行政評価外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第7条 外部評価委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施策及び事務事業の目標について、妥当性の検証を行うこと。
- (2) 住民の視点で施策及び事務事業の評価を行うこと。
- (3) 行政評価制度の改善について、意見を述べること。

(組織)

第8条 外部評価委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び公募町民で構成し、町長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第9条 外部評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 外部評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 外部評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、外部評価委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

5 外部評価委員会の会議は、公開する。ただし、個人情報の審議その他特別の事情により公開できないときは、この限りでない。

### 第3章 事業改善検討委員会

(設置)

第11条 施策及び事務事業を総合的に評価するため、三芳町行政評価事業改善検討委員会（以下「事業改善検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 事業改善検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 内部評価及び外部評価の結果に基づき、施策及び事務事業の方向性について総合的に評価すること。

(2) 行政評価制度全般に関すること。

(組織)

第13条 事業改善検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、教育長及び外部評価委員会委員長をもって充てる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員長が指定した町職員を委員に充てることができる。

(会議)

第14条 事業改善検討委員会の会議は、全ての委員の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第15条 委員長は、会議の結果について町長に報告するものとする。

#### 第4章 雑則

(公表等)

第16条 町長は、前条の報告を基に最終的な施策及び事務事業の執行方針を決定するものとする。

2 町長は、行政評価の結果を公表するものとする。

(庶務)

第17条 行政評価に関する庶務は、政策推進室において処理する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。